

令和6年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和6年2月議会定例会提出議案

議案 番号	議 件 名
1	専決処分について 専決第3号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について
4	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
5	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
6	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
7	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第1号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

記

専決第3号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 1 1 月 1 6 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「0.0784」を「0.0861」に改める。

第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「40,400円」を「44,200円」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第13条第1号ア中「及び」を「、」に改め、「法第117条第2項の規定による拠出金」の次に「及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同条第3号中「所得割総額は、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加える。

第15条第1項第2号中「29万円」を「29万円5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、新潟県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0798とする。

議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を別紙のように作成する。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

議案第4号

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343,463千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,237,888千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,580,311	△343,463	1,236,848
	1 負担金	1,580,311	△343,463	1,236,848
補正されなかった款項にかかる額		1,040		1,040
歳入合計		1,581,351	△343,463	1,237,888

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,579,964	△343,463	1,236,501
	1 総務管理費	1,579,537	△343,463	1,236,074
補正されなかった款項にかかる額		1,387		1,387
歳出合計		1,581,351	△343,463	1,237,888

議案第5号

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,701,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,775,940千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		49,978,132	415,332	50,393,464
	1市町村負担金	49,978,132	415,332	50,393,464
2国庫支出金		94,003,977	1,661,332	95,665,309
	1国庫負担金	67,753,672	1,246,000	68,999,672
	2国庫補助金	26,250,305	415,332	26,665,637
3県支出金		23,434,314	415,332	23,849,646
	1県負担金	23,434,314	415,332	23,849,646
4支払基金交付金		109,195,030	1,993,604	111,188,634
	1支払基金交付金	109,195,030	1,993,604	111,188,634
7繰入金		3,025,271	215,788	3,241,059
	1一般会計繰入金	1,476,797	△343,463	1,133,334
	2基金繰入金	1,548,474	559,251	2,107,725
補正されなかった款項にかかる額		3,437,828		3,437,828
歳入合計		283,074,552	4,701,388	287,775,940

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,201,872	△343,463	1,858,409
	1 総務管理費	2,201,872	△343,463	1,858,409
2 保険給付費		276,505,620	5,042,400	281,548,020
	1 療養諸費	262,071,264	3,904,000	265,975,264
	2 高額療養諸費	13,153,506	1,080,000	14,233,506
	3 その他医療給付費	1,280,850	58,400	1,339,250
6 諸支出金		2,992,351	2,451	2,994,802
	1 償還金及び還付加算金	2,992,350	2,451	2,994,801
補正されなかった款項にかかる額		1,374,709		1,374,709
歳出合計		283,074,552	4,701,388	287,775,940

議案第6号

令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,853,069千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,852,045
	1 負担金	1,852,045
2 国庫支出金		694
	1 国庫補助金	694
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		329
	1 預金利子	3
	2 雑入	326
歳 入	合 計	1,853,069

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,228
	1 議会費	1,228
2 総務費		1,851,741
	1 総務管理費	1,851,314
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	359
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,853,069

議案第7号

令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,634,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		54,627,941
	1 市 町 村 負 担 金	54,627,941
2 国 庫 支 出 金		99,564,901
	1 国 庫 負 担 金	71,324,820
	2 国 庫 補 助 金	28,240,081
3 県 支 出 金		24,740,236
	1 県 負 担 金	24,740,236
4 支 払 基 金 交 付 金		113,060,626
	1 支 払 基 金 交 付 金	113,060,626
5 特別高額医療費共同事業交 付金		110,416
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	110,416
6 財 産 収 入		82
	1 財 産 運 用 収 入	82
7 繰 入 金		3,192,289
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,748,237
	2 基 金 繰 入 金	1,444,052
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		338,397
	1 預 金 利 子	100
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	338,295
歳 入	合 計	295,634,890

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,011,072
	1 総務管理費	2,011,072
2 保険給付費		292,017,317
	1 療養諸費	275,856,007
	2 高額療養諸費	14,803,459
	3 その他医療給付費	1,357,851
3 特別高額医療費共同事業拠 出金		110,595
	1 特別高額医療費共同事業拠 出金	110,595
4 支払基金拠出金		263,055
	1 支払基金拠出金	263,055
5 保健事業費		1,177,049
	1 健康保持増進事業費	1,177,049
6 諸支出金		35,302
	1 償還金及び還付加算金	35,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	295,634,890